資料２－４－４

令和７年度運営指導について

自己点検表

○　障害福祉サービス等の質を確保するため、運営に当たり遵守すべき基準や報酬告示が定められています。

○　適切な運営が行えるよう、定期的に自主点検を行い、よりよいサービスの提供に努めてください。

運営指導でよくある指摘事項

1．身体拘束等の適正化を図るための措置
2．欠席時対応加算
3．児童指導員等加配加算と送迎

障害児福祉サービスの報酬請求における注意点

児童指導員等加配加算と送迎について

児童指導員等加配加算と送迎について

児童指導員等加配加算の趣旨

④　児童指導員等加配加算の取扱い
（略）
（五）　本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他従業者については、**サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたること**を基本とすること。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う 実施上の留意事項について（平成24年３月30日障発0330第16号）

例えば、常勤専従の児童指導員等がサービス提供時間中に送迎を実施する場合、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたると言えず、送迎を実施した時間は算入できないため、児童指導員等の加配加算は算定できない。

児童指導員等加配加算と送迎について

児童指導員等加配加算が算定できない例

利用定員１０名、サービス提供時間が13:00～16:00 の場合
児童指導員等加配加算：常勤専従の場合

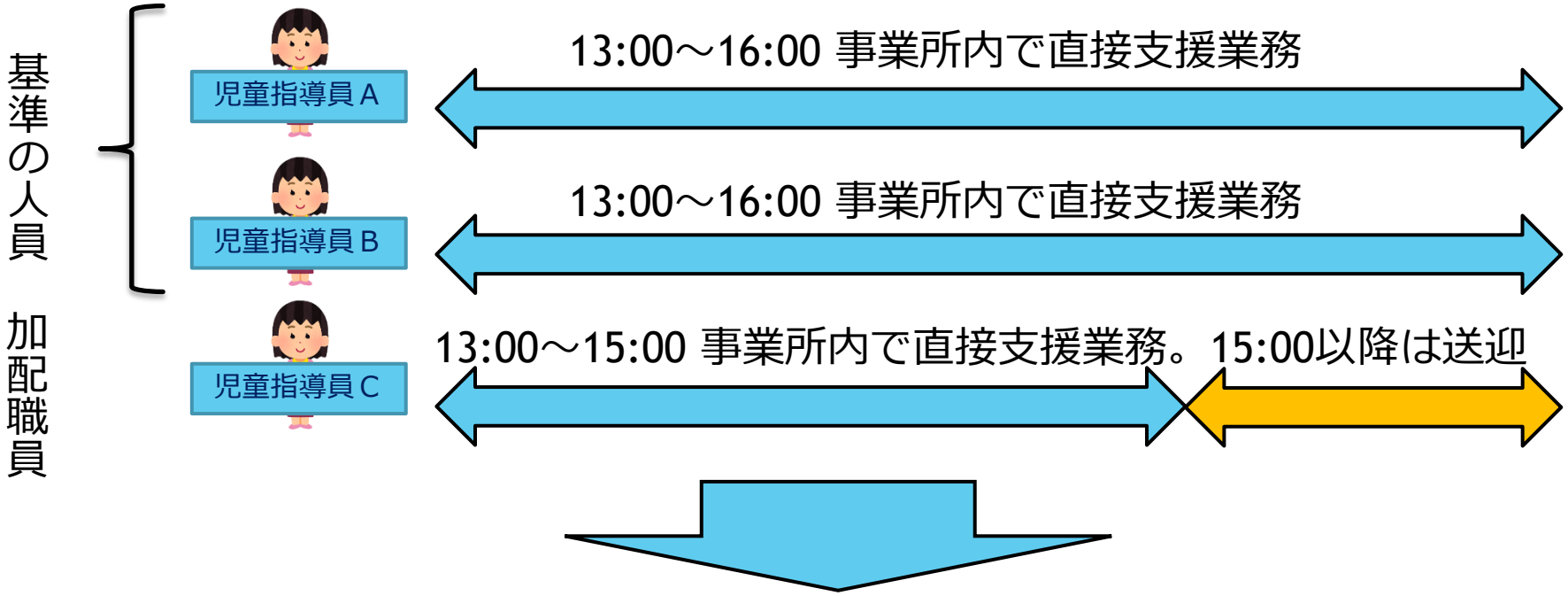

児童指導員Ｃがサービス提供時間内に送迎で事業所を離れているため、この日は児童指導員等加配加算を算定できない。